

神奈川労働保険指導協会だより

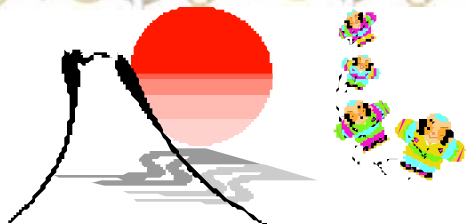
平成十九年
新春号

編集と発行

〒231-0864 横浜市中区千代崎町4-97
労働保険事務組合 神奈川労働保険指導協会
TEL 045-625-3616(代)
FAX 043-625-3617
E-mail: info@kanagawa-rouho.com
URL http://www.kanagawa-rouho.com

業務案内

労働保険(雇用保険・労災保険)
法に基づく諸業務、給付請求、
労働保険料徴収納付、その他
事務指導



郵便はがき

50 2007-おしらせ

~旧年度の主な法改正~

65歳までの段階的な雇用延長が義務づけられました。65歳までの雇用確保の対応はお済みでしょうか？

定年の引き上げ
継続雇用制度の導入
定年の定め廃止

いずれかの措置
の実施義務

以下の表の通り、段階的な雇用延長が義務になりました。

平成19年3月迄	62歳迄雇用しなければなりません
平成22年3月迄	63歳迄雇用しなければなりません
平成25年3月迄	64歳迄雇用しなければなりません
平成25年4月~	65歳迄雇用しなければなりません

ただし、労使協定により雇用継続者の基準を定めた場合、
希望者全員を対象としない制度も可能です。

労使協定が不調に終わった場合は平成23年3月末までは
就業規則等に雇用継続対象者の基準を定める事が出来ます。

旧年度中は当協会職員一同大変お世話になりました。旧年度は内閣も交代し、新年度は新たな経済の動向を期待する私達です。大企業においては、かなりの好感感がありますが、中小企業においては、まだまだ厳しい状態にあるのも現実だと思います。人材は好況を取り戻した銀行その他大企業にとられ、逆に中小企業は人材確保が難しくなりつつあります。そういった中で、良き人材を確保し皆様方の景気を取り戻す為に、法律に基づいた労務管理、社会保険の充実をまず考えてみましょう。

育児・介護休業、定年制の延長等見直すべき事は多々あります。今後とも法律改正等を含んだ情報をお送りしますので、当協会を宜しくお願いたします。

平成十九年

元旦

職員一同

謹賀新年



労災・雇用保険に加入している方々は、厚生年金・政府管掌健康保険に加入しましょう。
社会保険料の試算・加入手続はこちらでいたしますので、どうぞご利用下さいませ。

ご不明な点は当協会まで、お問い合わせ下さい。